

「平成30年度原子力総合防災訓練 実施成果報告書」の概要

平成30年度原子力総合防災訓練【平成30年8月】

【訓練目的】

- ・国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制や関係機関の協力体制の確認
- ・「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証、教訓を踏まえた緊急時対応等の改善等

【実施日】平成30年8月25日(土)、26日(日)

【対象発電所】関西電力株式会社 大飯発電所及び高浜発電所

【訓練内容】

自然災害及び原子力災害との複合災害を想定し、以下の訓練を実施

迅速な初動体制の確立訓練

中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練

訓練評価を併せて実施

- ・評価員、外部専門家による評価
- ・訓練参加者によるアンケート等

訓練に対する評価(評価員、アンケート等)の分析

実施成果報告書【平成31年3月】

訓練で確認された主な特長

- 全般として、「大飯地域の緊急時対応」と「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性について確認
- 地震による道路被害により陸路避難が困難な地域において安全確保を最優先とした上での住民避難の要領について確認
- 大飯発電所に係る現地警戒本部と高浜発電所に係る現地警戒本部の統合に係る基本的手順について確認
- 屋内退避の実動訓練に加え、映像、パンフレット等を使用し、屋内退避の意義等に関する広報を実施
- 官邸、ERC、OFC及び自治体の各拠点間において防災活動情報システムを活用した情報共有の有効性について確認

主な要検討・改善事項

- 現地本部の統合に関し、OFC要員の集約等についてプラント状況を踏まえた統合のタイミング、判断条件等の検討
- OFCに参集する各実動組織と関係機関とが緊密な連携を図るための体制の充実に係る検討
- 防災活動情報システムを情報共有ツールとして使用する場合の使用方法の統一化についての検討
- 避難元と広域避難先の地方公共団体との連携の充実に係る検討

実施成果報告書を各種施策の改善等に反映

【平成31年4月以降】

地域原子力防災協議会での検討を通じて「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」や、各種計画・マニュアル等を改善
今回の訓練で得られた教訓を、原子力防災体制の更なる充実や今後の訓練に反映し、継続的に改善

「平成30年度原子力総合防災訓練」の成果概要について

平成31年3月20日
内閣府（原子力防災担当）

1. 訓練の目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

平成30年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施した。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進
以下、成果概要を報告する。

2. 実施時期及び対象施設

(1) 実施時期

平成30年8月25日（土）、26日（日）

(2) 防災訓練の対象となる事業所

関西電力株式会社 大飯発電所及び高浜発電所

3. 参加機関及び参加人数

参加機関 191機関、参加人数 約21,200人（内 住民 約16,800人）

4. 評価結果

4.1 重点訓練項目に係る評価結果

4.1.1 実施概要

(1) 迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）では原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）の設置等に係る措置を行うとともに、関係省庁及び関係地方公共団体との情報連絡体制を確立した。その後、大飯発電所3号機において原子力施設の重要な故障が発生したため、今後の事態進展の可能性を踏まえ、事故警戒本部からの要請に基づき、福井県、おおい町、小浜市、京都府及び滋賀県において、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備及び緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置準備等を実施した。

また、高浜発電所4号機において不具合が発生し、大飯発電所3号機及び高浜発電所4号機がほぼ同じタイミングで施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至る可能性が否定できないことから、国の要員等の参集が地理的に容易な福井県大飯原子力防災センター（以下「大飯OFC」という。）に、大飯発電所に係る原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）と高浜発電所事故に係る事故現地警戒本部を統合した、大飯発電所事故及び高浜発電所事故に係る事故現地警戒本部を設置した。

その後、高浜4号機において原子力施設の重要な故障が発生したため事故警戒本部からの

要請に基づき、福井県、高浜町、京都府及び舞鶴市において、P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等を実施した。さらに、大飯発電所3号機の原災法第10条通報を受け、官邸及びE R Cでは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）の設置等に係る措置を行うとともに、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「O F C」という。）への内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、原子力施設事態即応センター（関西電力株式会社原子力事業本部。以下「即応センター」という。）への原子力規制庁職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を実施した。

さらに、大飯発電所3号機及び高浜発電所4号機における原災法第15条事象発生の連絡を受け、中央及び現地組織の構成員となるべき関係省庁の職員をE R C及びO F Cの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の設置を実施した。

（2）中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

警戒事態

警戒事態においては、P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、安定ヨウ素剤の配布準備、緊急時モニタリング準備に係る要請及び施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を決定した。

具体的には、福井県では、地震からの安全を確保することを優先した上で、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、無理に避難すると健康リスクが高まる者の放射線防護施設への屋内退避準備等を決定した。京都府では、地震からの安全を確保することを優先した上で、P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、無理に避難すると健康リスクが高まる者の放射線防護施設への屋内退避準備、P A Zに準じた避難を行う地域の舞鶴市の田井地区は空路避難、成生地区及び野原地区については、道路被害による通行不能のため陸路避難ができないことから海路避難準備等を決定した。

施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態においては、施設敷地緊急事態における要請及び全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）を決定した。

具体的には、福井県では、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、無理に避難すると健康リスクが高まる者の放射線防護施設への屋内退避、P A Z内住民の避難準備等を決定した。京都府では、P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、無理に避難すると健康リスクが高まる者の放射線防護施設への屋内退避P A Zに準じた避難を行う地域の舞鶴市の田井地区は空路避難、成生地区及び野原地区は海路避難等を決定した。

全面緊急事態

全面緊急事態においては、P A Z及びP A Zに準じた地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況や、プラントの事故進展及び道路啓開に係る対応状況も考慮の上、中央と現地が連携（原災本部と非常災害対策本部（以下「非対本部」という。）の合同会議やO F Cにおける原子力災害合同対策協議会の開催等）して、全面緊急事態における指示及び防護措置の実施方針の確認を行った。

具体的には、福井県では、P A Z内住民の避難、安定ヨウ素剤の服用等を決定した。京都府では、P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の住民の避難、P A Zに準じた避難を行う地域の舞鶴市の田井地区、成生地区及び野原地区住民については、陸路避難ができないことから海路避難及び安定ヨウ素剤の服用等を決定した。また、各府県では、緊急

防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内住民の屋内退避を決定した。

UPZ内一部住民の一時移転

UPZ内一部住民の一時移転訓練に係る意思決定訓練は、地域ごとの想定に基づき実施した。

福井県小浜市、京都府舞鶴市及び滋賀県高島市において、全面緊急事態後の緊急時モニタリング実施計画に基づく測定の結果、一部の地区において運用上の介入レベル2（以下「OIL2」という。）を超える空間放射線量率が計測されたことから、原災本部では一時移転の対象となる地域を特定し、一時移転の指示を行った。また、OFCにおける原子力災害合同対策協議会では、それぞれの地域における一時移転等の実施方針（案）を確認した。

（3）府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練

施設敷地緊急事態要避難者の避難

事故対策本部からの要請を受け、予め決定した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、国、福井県、おおい町、高浜町、小浜市、京都府、舞鶴市及び関係機関が連携し、地震に対する安全確保を最優先とした上で、PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施した。これにより、関係機関の連携を含む住民避難に係る基本的手順を確認した。

PAZ内住民の避難

原子力緊急事態宣言後、国からの指示を受け、OFCにおける原子力災害合同対策協議会で確認した全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、国、福井県、おおい町、高浜町、小浜市、京都府、舞鶴市及び関係機関が連携し、地震に対する安全確保を最優先とした上で、PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民避難を実施した。これにより、関係機関の連携を含む住民避難に係る基本的手順を確認した。

UPZ内一部住民の一時移転

福井県小浜市は、原災本部からの指示に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示した。一時移転区域内となった小浜市今富小学校区の住民は、OFCにおける原子力災害合同対策協議会で検討した防護措置の実施方針に基づき、自家用車又は福井県が確保したバスにより一時移転を実施した。一時移転に際しては、関係機関が連携して避難経路上に設置した安定ヨウ素剤配布場所（福井県若狭合同庁舎）で安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布、避難退域時検査場所である敦賀市総合運動公園で避難退域時検査（必要に応じて簡易除染）を行い、一時移転を実施した。

京都府舞鶴市は、原災本部からの指示に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域（舞鶴市Bゾーン（大浦小学校区、志楽小学校区、朝来小学校区、新舞鶴小学校区））内の住民に対して一時移転を指示した。一時移転区域内となった住民は、OFCにおける原子力災害合同対策協議会で検討した防護措置の実施方針に基づき、京都府が確保したバスにより一時移転を実施した。一時移転に際しては、関係機関が連携してバス集合場所（朝来小学校）で安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布、避難経路上に設置した避難退域時検査場所である福知山市三段池公園で避難退域時検査（必要に応じて簡易除染）を行い、一時移転を実施した。

滋賀県高島市は、原災本部からの指示に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示した。一時移転区域内となった高島市朽木西小学校区の住民はOFCにおける原子力災害合同対策協議会で検討した防護措置の実施方針に基づき、ヘリコプターで避難退域時検査場所（朽木中学校）へ移動し、その後、バスにより高島市内の

一時移転先（グリーンパーク思い出の森）へ一時移転を実施した。一時移転に際しては、関係機関が連携して避難退域時検査場所で安定ヨウ素剤の配付・服用についての説明及び避難退域時検査（必要に応じて簡易除染）を行った。

これらにより、関係機関の連携を含む住民避難に係る基本的手順を確認した。

上記のほか福井県（おおい町、高浜町、小浜市、若狭町、美浜町）及び京都府（南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町）で個別の想定に基づき一時移転訓練を実施した。

4.1.2 評価結果

全般として、重点訓練項目である迅速な初動体制の確立訓練、中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練、府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練について「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づき、それぞれ適切に実施することができた。また検討課題について把握することができた。

（１）迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、E R C、福井県及び京都府において、P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備について、基本的手順を適切に実施できた。また、大飯発電所3号機及び高浜発電所4号機がほぼ同じタイミングで施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至る可能性が否定できないことから、国の要員等の参集が地理的に容易な大飯O F Cに事故現地警戒本部を統合する基本的手順を適切に実施できた。

原災法第10条通報を受け、事故対策本部の設置等に係る措置、内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センターへの原子力規制庁職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請について、基本的手順を適切に実施できた。

また、原災法第15条事象発生連絡を受け、原子力緊急事態宣言の発出、原災本部の設置について、基本的手順を踏まえつつ適切に実施できた。

今後、現地本部の統合に関し、O F C要員の集約等について、プラント状況を踏まえどの時点で、どのような状態であれば、要員集約のトリガーとなり得、どのO F Cに要員を集約するのか、今回の訓練の結果を踏まえ、タイミング、判断条件等についてあらかじめ検討する必要がある。

（２）中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

京都府北部において地震が発生するとともに、原子力災害の事態が進展する複合災害に対し、事態の進展に応じて、中央と現地が必要な情報共有等を図り、円滑かつ確実な住民避難等を図るため、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく要請、指示及び防護措置の実施方針の検討及び意思決定について、基本的手順を適切に実施できた。この際、地震からの安全確保を優先することや道路被害による空路避難及び海路避難を行うことなど、複合災害における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方を示すことができた。

今後、検討すべき主な事項として、国と関係地方公共団体との防護措置の実施方針の策定に係る連携要領や連携体制の強化、防災業務関係者への放射線防護（安定ヨウ素剤の服用等）に係る助言等を行う時期・内容を含めた手順、原子力発電所の事故制圧訓練と連動したより実践的な訓練の実施について検討する必要がある。

また、現地活動を効率的かつ効果的に調整・連携することを目的に、自然災害においては市町の災害対策本部に実動組織リエゾン等が位置する、あるいは、実動組織により合同調整所が必要に応じて設置される場合もある。こうした自然災害時の体制等も踏まえながら、自然災害との複合災害を含め、O F Cの実動組織との連携体制の充実方策について検討する必要がある。

さらに、各拠点の統合原子力防災ネットワーク機器の充実のほか、災害関連情報の重畳表

示が可能な地理情報システムの活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るための共通状況図（以下「COP」という。）の整備について検討する必要があるとともに、各種状況下で情報の共有、調整、状況判断・意思決定等の要素を取り込んだ訓練について検討する必要がある。

（３）府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練

事故対策本部からの要請に基づき、福井県、おおい町、高浜町及び小浜市並びに避難対象地域の道路被害により陸路避難が困難な地区を含む京都府及び舞鶴市は、地震に対する安全確保を最優先とした上で、PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を陸路、空路及び海路により適切に実施できた。

原子力緊急事態宣言後、原災本部からの指示に基づき、福井県、おおい町、高浜町及び小浜市並びに道路被害により陸路避難が困難な地区を含む京都府及び舞鶴市は、地震に対する安全確保を最優先とした上で、PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民避難を陸路、空路及び海路により適切に実施できた。

原子力災害合同対策協議会で確認された一時移転等の実施方針に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示するとともに、避難退域時検査や安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を行い、適切に一時移転が実施できた。

これらにより、全般として、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を確認することができた。

今後、検討すべき主な事項として、府県内外へ広域避難を実施する場合の手順（避難先地方公共団体との情報共有の強化、要支援者への健康に配慮した避難方法、避難住民への情報提供のあり方等）、道路管理者（国、地方公共団体、高速道路会社等）と警察などが連携した交通対策のあり方、受入避難先への資機材等の事前配備、避難退域時検査場所への交通誘導などについて検討する必要がある。

4.2 訓練項目ごとの主な評価結果（主な要検討・改善事項）

4.2.1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

（１）緊急時体制確立訓練

OFC要員の集約等の判断

- ・現地本部の統合に関し、OFC要員の集約等について、プラント状況を踏まえ、どの時点でどのような状態であれば、要員集約のトリガーとなり得、どのOFCに要員を集約するのか、今回の訓練の結果を踏まえ、タイミング、判断条件等についてあらかじめ検討する必要がある。

平素からの連携

- ・緊急時に各拠点に参集する関係機関の職員が、参集後、円滑に活動が実施できるよう平素から各種マニュアル等を共有するとともに、各種訓練の機会をとおして一定の緊急時対応能力を確保しておく必要がある。

（２）オフサイトセンター運営訓練

地方公共団体との情報共有

- ・地方公共団体との情報共有を円滑かつ迅速に行うため、住民の避難実施状況等を把握するための報告様式や報告依頼・回答方法等の定型化等について、今回の訓練を踏まえ検討する必要がある。

実動組織との連携体制の充実

- ・現地災害対策本部、実動対応班、関係機能班、各実動組織リエゾン（連絡要員）等と各実動組織の間の調整がより円滑に行われるよう、自然災害の体制等も踏まえながら、実動組織との連携体制の充実方策について検討する必要がある。

(3) 情報共有及び意思決定訓練

情報共有ツールの使用方法の統一化

- ・活動情報システムは、情報共有を図るツールとして有効であるが、使用方法の統一化（件の付け方、重複データの扱い等）及び操作性向上（未読件数表示、一覧表示）等、今後訓練参加者の意見も踏まえて改善について検討する必要がある。

COPの整備

- ・本部長に対する報告及びOFC内における情報共有を図るため、本部長席前に地図を設置し、地図上に住民の避難経路上の道路被害状況、避難状況等の表示を試みていたが、実災害時においては、地図の維持・更新等のため要員を十分に手当できないことも懸念されることから、本部長への報告及び関係機関との情報共有等、本部活動が支障なく実施できるよう、状況把握・分析及び認識の統一を迅速かつ効率的に実施するためのCOPの整備について検討する必要がある。

(4) 緊急時モニタリング実施訓練

放射線モニタリング要員の線量管理

- ・モニタリング要員の個人被ばくの線量の上限值（限度）が所属機関で異なっていることにより、被ばく管理、班編成及び作業分担が複雑になるなど、運用上の弊害が懸念されることから、モニタリング要員の被ばく線量の上限值について検討する必要がある。

緊急時モニタリングシステム

- ・緊急時モニタリングシステムについては、訓練参加者の意見を踏まえ、表示機能及び線量上昇時のアラートなどの補助機能の改善を図ることについて検討する必要がある。

(5) 広報対応訓練

初動におけるERCとの連携

- ・国の派遣要員がOFCに到着するまでは限られた要員での対応となるため、ERCとの連携等、初動におけるOFCの広報体制について検討する必要がある。

4.2.2 国が参加主体となる訓練

(1) 原子力災害対策本部等の運営訓練

資機材の整備

- ・各拠点の統合原子力防災ネットワーク機器（PC、複合機、電子ホワイトボード）の増設のほか、地図等の備品の拡充、FAX、複合機等の性能向上及び設置場所も含め、今後、訓練参加者の意見も踏まえて利便性の改善について検討する必要がある。

官邸における活動のための環境

- ・幹部による意思決定をより良い環境で行うためには、官邸要員数に比してスペースが不足気味になっている等の課題に対し、官邸とERCの業務分担及び体制の見直し等による環境の改善について検討する必要がある。

防災業務関係者の防護対策に係る助言

- ・実動組織を含む防災業務関係者に対する放射線防護に資するための助言等については、事態の進展状況等に応じた時期及び内容等について検討する必要がある。併せて、原災本部等での意思決定のプロセスや防災業務関係者への伝達等を担当する機能班等の在り方についても検討する必要がある。

関係機関との連携

- ・内閣府、原子力規制庁及び原子力防災関連機関は、平時から、緊急時の連絡先、最新版のマニュアル、専門用語集、各種機器の取扱い等の情報共有を図る必要がある。また、機能

班長を中心に各種訓練等を通じて参集要員同士「顔の見える関係づくり」を構築する必要がある。

(2) 海外対応訓練

資機材の整備

- ・ E R C 国際班の主たる役割である海外規制機関や国際原子力機関との連絡は、規制庁国際室で行うが、活動情報システムにアクセスができる端末が配置されていないため、E R C と国際室を往復する必要がある。災害対応時に E R C 内の連絡調整と海外規制機関や国際原子力機関との連絡調整をより円滑に行うため、国際室に端末を整備することについて検討する必要がある。

4.2.3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

(1) 災害対策本部等の運営訓練

複合災害時の地方公共団体に対する支援体制

- ・ 地方公共団体は、多くの職員を動員し、災害対策本部や現地災害対策本部の運営をはじめ現地での避難誘導や放射線防護施設の開設、安定ヨウ素剤の緊急配布、車両一時保管場所での誘導、避難所での対応等に当たった。自然災害との複合災害時には更に人員を要することに鑑み、国や府県、関係機関等からの支援体制について検討する必要がある。

情報共有ツールの整備

- ・ おおい町など P A Z、U P Z の地方公共団体の災害対策本部等において E R C や O F C などからの情報収集や町からの情報伝達的手段として、活動情報システムの活用について検証したが、災害対策本部には端末が 1 台しかなく情報の収集と伝達をスムーズに行うことができなかった地方公共団体があった。また活動情報システムで取扱う情報量も多く、すべてを確認することは不可能な状況であった。情報の収集と伝達をそれぞれ別々に行えるように、統合原子力防災ネットワークシステム端末を関係地方公共団体に増設することについて検討する必要がある。

(2) P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

要支援者の避難における配慮

- ・ 要支援者の福祉車両による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難方法を検討する必要がある。また、避難先での心身面でのケアなどについて検討する必要がある。

(3) P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域内の住民の避難等実施訓練

広域避難先との連携

- ・ 広域避難する事態が発生した場合には、避難所開設・運営の人員が不足すると考えられるため、避難元市町及び避難先市町との間で避難者の受入マニュアルの策定について検討する必要がある。また、避難先施設が所有する資機材が不足することも考えられるため、原子力防災のための資機材の事前配備を検討する必要がある。

(4) U P Z 内住民の屋内退避実施訓練

屋内退避の重要性の理解促進

- ・ 家屋の倒壊により自宅で屋内退避できない場合は、近隣の指定避難所で屋内退避を行うなどの屋内退避の流れや屋内退避の意義等、屋内退避にかかる理解促進の強化を図る必要がある。

(5) U P Z 内一部住民の一時移転等実施訓練

避難住民への情報の提供

- ・避難住民に対する必要な情報（例えば、原子力発電所の状況等）の提供のあり方を検討する必要がある。併せて、住民等に県外避難のルート、場所、行動などについて、より一層の理解を深めてもらうことが必要である。

避難退域時検査場所の体制等

- ・「敦賀市総合運動公園」は、車両及び人の動線はよく考えられており、スムーズな移動をすることができたが、各検査場所がより明確に分かるようなゾーニングを検討する必要がある。

(6) 原子力災害医療訓練

医療機関における防護措置の体制

- ・防護措置（養生、要員の装備）、処置に必要な要員数及びゾーニング（ホットゾーン、コールドゾーン）については、訓練を通じて確認していく必要がある。

(7) 交通規制・警戒警備訓練

高速道路や国道の交通対策

- ・広域避難を円滑に行っていくため、道路の被害状況や交通渋滞の把握や交通規制・誘導など、円滑な交通の確保のための交通対策を道路管理者（国、高速道路会社等）や府県警察地方公共団体の災害対策本部などの関係機関と連携し、一元的に行う仕組みづくりを検討するとともに、訓練を通じて実効性を高めていく必要がある。さらに、大雨や大雪など悪天候の際の対応についても検討する必要がある。

4.3 訓練方法の主な評価結果（主な要検討・改善事項）

原子力総合防災訓練の継続的改善

- ・原子力総合防災訓練は、国、地方公共団体、事業者、住民も参加する大規模なものであり訓練企画としては予め訓練の流れを定めたシナリオ提示型訓練にならざるを得ない面も否めない。訓練は、防災対策の充実・強化のための重要な手段であり、訓練を通じて防災体制の継続的改善を図る必要があることから、事前訓練も含め一連の訓練がより効果的なものとなるよう継続的に検討していく必要がある。

5. 今後に向けて

今後は、本報告書で取りまとめられた訓練の評価結果を踏まえ、福井エリア地域原子力防災協議会での検討を通じた「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の改定や、各種計画・マニュアル類の改善等を進めていく。

また、原子力総合防災訓練についても、今回の訓練では十分に実施できなかった項目をはじめ、訓練の方法やメニューの更なる充実・高度化を図り、より実践的な訓練となるよう絶えず不断の見直しを進めていく。